

【委員会記録】

岸本委員長

それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。(11 時 16 分)

これより、保健福祉部・病院局関係の調査を行います。

この際、保健福祉部・病院局関係の 11 月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることといたします。

保健福祉部

【提出予定議案等】(資料①②)

- 議案第 1 号 平成 23 年度徳島県一般会計補正予算(第 3 号)
- 議案第 9 号 徳島県食肉衛生検査所設置条例の一部改正について
- 議案第 21 号 徳島県立総合福祉センターの指定管理者の指定について
- 議案第 22 号 ライトホームの指定管理者の指定について
- 議案第 23 号 徳島県立障害者交流プラザ(障害者交流センター等)の指定管理者の指定について
- 議案第 24 号 徳島県立障害者交流プラザ(障害者スポーツセンター)の指定管理者の指定について
- 議案第 25 号 徳島県立人権教育啓発推進センターの指定管理者の指定について
- 報告第 3 号 損害賠償(身体障害者手帳の誤記)の額の決定及び和解に係る専決処分 of 報告について

【報告事項】

- 徳島県立あさひ学園移譲先候補選定結果について(資料③)
- 徳島県地域医療再生計画(三次医療圏)(案)の概要について(資料④)
- 関西広域連合の資格試験・免許等分野への参画について

病院局

【提出予定議案】(資料⑤)

- 議案第 14 号 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

【報告事項】

- 中央病院改築事業の進捗状況について

小森保健福祉部長

11 月定例会に提出を予定いたしております保健福祉部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元に御配付の文教厚生委員会説明資料をお願いいたします。

1 ページをお開きください。

指定管理者の指定を予定しております公の施設の管理運営協定に係る債務負担行為をお願いするもの

であります。

まず、徳島県立総合福祉センターにつきましては、期間が平成 24 年度から 26 年度までで、限度額は 9,019 万 8,000 円、障害者交流プラザの障害者交流センター等は、同じく期間が平成 24 年度から 26 年度まで、限度額 3 億 7,846 万 8,000 円、障害者交流プラザの障害者スポーツセンターは、期間が平成 24 年度から 26 年度まで、限度額 1 億 1,897 万 7,000 円であります。ライトホームは、期間が平成 24 年度で、限度額が 8,027 万 8,000 円、徳島県立人権教育啓発推進センターは、期間が平成 24 年度から 28 年度までで、限度額が 3 億 2,550 万円をそれぞれお願いするものであります。

2 ページをお願いいたします。

その他の議案等でございます。

(1) 条例案でございますが、アの徳島県食肉衛生検査所設置条例の一部を改正する条例は、福島第一原子力発電所の事故にかんがみ、食肉衛生検査所における流通食品の検査体制の強化を図るため分掌事務を拡充するための改正を行うものであります。施行期日は、平成 24 年 1 月 1 日となっております。

3 ページをお願いいたします。

(2) 指定管理者の指定についてであります。

施設ごとの指定管理者でございますが、アの徳島県立総合福祉センター並びにイの徳島県立障害者交流プラザの障害者交流センター及び視聴覚障害者支援センターにつきましては社会福祉法人徳島県社会福祉事業団が、ウの障害者交流プラザの障害者スポーツセンターにつきましては株式会社象企画が指定管理者になることとしております。

4 ページをお開きください。

エのライトホームにつきましては社会福祉法人徳島県社会福祉事業団が、オの徳島県立人権教育啓発推進センターにつきましては特定非営利活動法人ヒューマンライツ文化・福祉ネットワークが指定管理者になることとしております。

指定の期間につきましては、各施設の表の右端の欄に記載のとおりであります。

指定管理候補者の選定に当たりましては、外部有識者等からなる保健福祉部指定管理候補者選定委員会におきまして、県民の平等な利用の確保と施設の効用の最大限の発揮、効率的な管理運営、安定した管理のための人的、物的経営基盤の状況、地域との連携や地域貢献度の 4 項目の審査基準を設定し、審査を行っております。

その結果、1 団体から申請のあった 4 施設については、各団体に対して、審査基準に基づく評価項目すべてにおいて適当であると認められるとの審査結果報告を、また、2 団体から申請のありました障害者スポーツセンターについては、象企画が候補者として適当であるとの総合評価となったとの審査結果報告を受けており、これを踏まえまして指定管理候補者の選定を行ったところであります。

なお、詳細な選定理由及び選定の経緯等につきましては、お手元に御配付の資料 1、保健福祉部指定管理候補者の選定結果についてに記載しておりますので、御参照いただければと存じます。

5 ページをお願いいたします。

(3) 専決処分の報告についてであります。

平成 17 年度の身体障害者手帳の交付事務におきまして、等級認定の誤りが生じておりました。このたび、

相手方に対して、これまでの重度心身障害者医療費助成制度相当額など 48 万 6,880 円を賠償金として支払い、和解をしたものであります。

今後、このような誤りがないようチェック体制を強化し、再発防止に万全を期すことのみならず、保健福祉行政全般にわたり十分に注意を喚起し、保健福祉部職員一同、職務に努めてまいる所存であります。

提出予定案件の説明は以上であります。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

この際、3点御報告をさせていただきます。

1点目は、県立あさひ学園の移譲先候補の選定結果についてであります。

お手元に御配付の資料2をお願いをいたします。

県立あさひ学園の移譲先法人選定に係る公募手続きにおきまして、最終的な応募申込書の提出が社会福祉法人徳島県社会福祉事業団からなされたところであります。

徳島県立あさひ学園移譲先候補選定等委員会におきまして、当該法人について適否についての審査を行ったところ、委員全員から適との評価がなされ、移譲先候補として適切であるとの選定結果をいただいております。

資料の裏面をお願いをいたします。

県としましては、選定されました社会福祉法人徳島県社会福祉事業団に対しまして、意思確認を行った上で、11 月中には移譲先法人として決定したいと考えております。12 月からは、最も重要な手続でございます児童に対する支援業務の引き継ぎに速やかに着手するなど、来年4月1日からの民営化に向けた手続をしっかりと進めていきたいと考えております。

報告の2点目は、徳島県地域医療再生計画(三次医療圏)(案)の概要についてであります。

お手元の資料3をお願いをいたします。

本年6月に、国へ計画案を提出しておりましたところ、去る 10 月 14 日に 46 億 9,735 万 4,000 円の内示を受けたところであります。

この内示額につきましては、被災された東北3県へ手厚く配分されたこと、また、各都道府県からの申請額が国の予算額を大幅に上回ったため配分額が全国一律に圧縮されたことから全国的に非常に厳しい状況となっておりますが、本県におきましては全国平均以上の内示となっているところであります。

計画の再編に当たりましては、国の内示額を受け、限られた基金を有効に活用するため国の有識者からの意見を十分に踏まえた上、事業の優先度評価などを行い、本県の医療供給体制の課題の解決が図られるよう計画を見直したところであります。さらに徳島県地域医療対策協議会の委員の皆様の御意見を伺った上、最終取りまとめを行い、現在、厚生労働省へ計画案を提出しており、近く交付決定がなされる予定となっております。

計画案の策定方針といたしましては、県央部にある総合メディカルゾーン本部を核として、県立海部病院の拠点機能化及び各公立病院との連携による南部圏域の再生、県立三好病院の拠点機能化及び公立3病院等との連携による西部圏域の強化を目指し、さらに県北部の健康保険鳴門病院の拠点機能としての強化を図ることにより、本県全体の医療の最適化を着実に推進してまいります。

次に、具体的な方策であります。まず、1つ目の柱であります地域医療を支える医師不足の抜本的解消

といたしまして3億 2,600 万円を充て、総合的な医師確保対策を講じてまいります。

2ページをお願いいたします。

具体的な施策といたしましては、①地域医療を担う医師のキャリア形成支援や医師の配置調整など、医師確保を総合的に行う徳島県地域医療支援センターの運営を初め、総合メディカルゾーン本部の機能強化を図ってまいります。

2つ目の柱といたしましては、救急医療体制のさらなる充実として2億 9,100 万円を充て、①平成 24 年度に運航開始を予定しておりますドクターヘリの臨時離発着場の整備を促進するとともに、③総合メディカルゾーン本部の救命救急センター機能の充実や④周産期医療提供体制などの強化を行います。

3つ目の柱は、東海、東南海、南海の三連動地震など大規模災害が発生した場合にも必要な医療が提供できるよう、災害医療体制の強化に 16 億 8,300 万円を充ててまいります。

3ページをごらんください。

具体的には、①総合メディカルゾーン南部センターにおける災害医療機能を強化するため、県立海部病院に災害医療センター機能を整備するとともに、美波町立日和佐病院、由岐病院の統合再編を支援してまいります。さらに、②各市町村が応急救護所を設置するために必要な医療資機材の確保など、災害時の医療提供体制の維持、強化を行います。

4つ目の柱は、医療機関の高度化・連携強化として 23 億 9,800 万円を充て、①各圏域における地域医療連携を一層推進するため南部及び西部の公立病院の医療機能の連携強化や健康保険鳴門病院の公的存続への支援、拠点機能の強化を行うなど、③4疾病における医療連携の推進や⑤看護業務の支援、強化などを推進してまいります。

今後、これら計画に盛り込んだ施策を計画的、着実に実行し、地域医療の再生をより一層加速させてまいりたいと考えております。

報告の3点目は、関西広域連合の資格試験・免許等分野への参画についてであります。

本県は、現在、関西広域連合の7分野の広域事務のうち、6分野において参画をしているところであります。

残された資格試験・免許等分野においては、准看護師、調理師、製菓衛生師の試験及び免許の交付などを行うこととしており、このうち准看護師試験については、平成 12 年度から四国4県が共同で試験問題を作成していたことから、広域連合発足当初からの参画を見送っていたところであります。

しかしながら、本県の参画により事務負担の軽減、より精度の高い問題作成など、本県はもとより四国の他県にもメリットがあることから調整を進めてきた結果、本県が参画することの合意が得られるとともに、関西広域連合委員会においても協議が整ったことから、今定例会に本県の参画を盛り込んだ広域連合規約の一部変更に関する協議の議案を提出する予定としております。来年度から、関西広域連合のフルメンバーとしての責任と役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

報告は以上であります。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

三宅病院局長

それでは、11 月定例会に提出を予定いたしております病院局関係の案件につきまして、御説明を申し上げ

ます。

お手元の病院局関係説明資料の1ページをお開き願います。

今回、条例案といたしまして、病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の御審議をお願いいたしております。

これは、知事部局等に係る職員の給与に関する条例等の一部が改正され、職員の所有する住宅に係る住居手当が廃止されることにかんがみ、所要の改正を行うものであります。なお、給料表につきましては、知事部局等に係る職員の給与に関する条例の給料表が病院事業職員に対しましても自動的に適用される規定となっております。

以上で、提出予定案件の御説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、この際、1点御報告をさせていただきます。

資料はお配りをいたしておりますませんが、中央病院改築事業の進捗状況についてであります。

中央病院改築事業につきましては、去る平成21年9月13日の起工式以降、平成24年3月23日までの工期内の竣工を図るべく、業者間での工程調整等を行いながら円滑な工事の施工に努めてまいったところでございます。現在、工事の終盤を迎えているところでありまして、本館そのものの建築工事や設備機器の設置につきましては、おおむね工期内で完了するものと見込んでおります。

しかしながら、東日本大震災の影響によりガラスウールや幹線用電気ケーブル等の資材の入手に期間を要したこと、また外構工事において狭隘な現場で工事が交錯し、同時並行して工事が実施できない箇所が生じることなどから、一部の工事については工期内に完了することが難しい状況が生じております。

県民の皆様から新病院の早期の開院が強く望まれているところであり、病院局といたしましては、一日も早い工事の完成を目指しているところでありますが、このような事情から、すべての事業の竣工、引き渡しを完了するまでには、3カ月程度の工期の延伸が必要になると考えております。

竣工時期がおくれる見込みとなったことについては、まことに申しわけございませんが、御理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上で、病院局関係の御説明並びに報告を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

岸本委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

森本委員

今、中央病院の竣工を3カ月ほどおくらしてもらいたいという話をして、これは私はちょうど入札でもめよるときから予定どおりできるわけがないというのを委員会も通じて5回は言ったけど、そんなことはありません、必ずできますというような答弁をいただいたんですが、それでもできるわけがないかっていうやりとりをして、いつも笑って終わるような状況でした。まあ3カ月やったら、まだましやったなのというのが実感であります。でも、県民はもちろん、中で働いている職員の皆さんは本当に一日も早く新しい病院で仕事をしたい、新

しい病院で診療をしたいというのが県民の願いでございますので、3カ月というのが、またもうちょっとおくれましたと、そういうことのないようにお願いを申し上げます。

工期のおくれっていうのは、例えば道路で3カ月おくれたら工事事業者に対して大変なペナルティーを科すんですけども、中央病院の場合、業者に対してはどういう措置をとるんですか。

松田病院局施設整備推進室長

受注者に対するペナルティーについて、どのように考えているかという御質問でございます。

工事の延滞金につきましては、徳島県公共工事標準請負契約約款の第42条に「受注者の責めに帰すべき事由により、工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は損害金の支払いを受注者に請求することができる」と定められております。今回の工期延伸につきましては、東日本大震災の影響により先ほど病院局長から御報告いたしましたように、グラスウールでございますとか幹線用電気ケーブル等の資材の入手に期間を要したこと。また、外構工事におきまして、狭隘な現場で工事が交錯し、同時並行して工事が実施できない箇所が生じることなどがその原因でございますけれども、外構工事が交錯することにつきましても東日本大震災の影響による工程全体がずれ込んでしまったことにより、終盤に実施する外構工事の工期が限られてきたという事情もございますので、単に受注者の責めに帰すべき事由とは言いがたいのではないかというふうに考えております。以上でございます。

森本委員

全部、東日本大震災のせいになってしまうんだけど、本館そのものはやっぱりできとるわけやから、地震の影響は本館工事にはあんまりなかったと私は聞いております。外構でそういうことがあったんだったら、もうしょうがないなあと思うんですけども。

いつもいつも業者の言い分を余り聞かないように、やっぱり発注者は県であり、県民なんですから。いつも業者の言い分、特に県立中央病院の場合はそういうことが起工式以来、非常に多々あった工事であります。業者の言い分で設計もかなり大幅に変更されました。こうしたこともよく議会で話題にはなっただんですけども、そうした中で、最後はやっぱり3カ月のおくれということで、本来ならこれ本当にけしからん話で相当なペナルティーを関連企業に対して科さなければ、私はいけないんじゃないかなと思いますけども、今回の場合、そういう事情は私もいろんな業者さんから聞いておりますので、これはもういたし方ないなと思います。

さらなるおくれのないように、あと旧館からの引っ越しなんかもスムーズに準備をされて、一日も早くオープンをしてもらいたいと。オープンの期日が言えないというのはいかんよな。利用者が延べにしたら年間何万人もおる施設が、いつ開くか日にちはまだ言えませんというのは、やっぱり私はおかしいなと思うし、そういう方向で残り少ないですけど頑張って建てていただきたいなと思っております。

病院に関しては以上です。

あと、危機管理部が減災対策に係る総点検というのを実施いたしました。彼らは見て回るだけやから非常にしよいんやけども、この中で福祉の関係で、災害時要援護者支援対策社会福祉施設1,075施設のうち16%が、172施設かな、津波浸水区域内に立地をしているという調査結果が出ております。この中で、私、特

に問題なのは、心配なのは老人保健施設、介護施設がどんだけこの中に含まれているかなということであり、今後、行政と施設管理者が一体となって対策を練らなければならないと思います。

被災地を見た場合、本当に悲惨なのは、例えば仙台空港のすぐ東側、東側というのはちょうど滑走路のまださらに海側なんですけども、そこに大きな特養があって、一瞬にしてさらわれて、ほぼ全員が行方不明になったり、亡くなったりした老人施設がございます。

たまたまデイサービスの送迎しとった職員が助かった程度で入所者はほとんど全滅した施設もありました。ほかの台風なんかでもよく土石流で流された施設もあるし、非常に立地条件のいいようで悪いところに建っているのが老人施設。海岸ぶちというのは非常に風光明媚ですから、お年寄りたちには非常に精神衛生上はいいんですけども、こういう場合は大変な大惨事になるというのを今回の震災でもたくさん各施設、都市都市、三陸を回って見たらわかるんですけども、病院、老人施設というのはまちの中心にあるんですけども、大体市役所が倒壊しているところは、こうした施設もすべてなくなっているというような状況でありました。

自分の力でどうしようもない、例えば障害者の皆さんとかお年寄りが、こうした災害に巻き込まれるというのは本当に悲惨だし、こうしたもんで今回の総点検を踏まえて、施設の見直しも少しやっていかなければならないと思うんですけども、このうちお年寄りの施設っていうのはどのぐらいあったんでしょうか。

森長寿介護課長

津波浸水区域におけます高齢者施設の数について御質問をいただきました。

この調査につきましては、全体数が 1,075 の社会福祉施設ということになっておりまして、これに対応する数字で申し上げますと、82 施設になります。

森本委員

これ全部社会福祉法人だと思うんですけども、それぞれ皆さん、そんなに豊かな施設というのは非常に少なく、今たちまちこれを移転をしようという話にもならないと思うんですが、県としてはこうした施設に、私は災害時の対策というのをきちっと立てていていただきたいんですけども、今後、この結果を踏まえて、どういう形を県としてはとっていかれるんでしょうか。

森長寿介護課長

先ほど 82 施設と申し上げたのは、1,075 に対して津波浸水区域にある数ということでございまして、1,075 に対する高齢者の施設の数 は 634 でございます。そのうち津波浸水区域にあるのが 82 施設ということで御理解いただいたと思います。

従来から津波浸水区域内にあります施設に対しましては、特別措置法によります防災対策計画の策定というのが義務づけられておりまして、それについて策定の指導をして、すべての施設について浸水区域内においては策定が終わっております。ただ、この3月11日の東日本大震災に対応できるかというところではないということも明らかになったわけでございまして、これから国のほうで本格的な見直しをする中で、今できることをやっていこうということで、6月、7月にかけて、施設に対する指導をし、現在の計画の見直しであるとか避難路の確認、マニュアルの作成、できるところからやっていきたいと思いますということですのですべての施設、浸

水区域以外の施設に対しても通知をさせていただいて、すべての施設から今できること、何らかこれからやることの対策を立てるということで御回答をいただいているところでございます。

これから国、県、いろんな動きがございます。そういった情報を施設にきちんと伝えながら、それまでの間については、現状できることをきちっとやっていき、新たな計画等ができた段階でさらにそれに対応した指導を行ってまいりたいというふうに考えております。

森本委員

やっぱり移転以外に一番抜本的な解決法はないんですけども、それは無理ですからね、すぐには。そうした中で、できる範囲の職員の訓練、あるいは突発時の対応の仕方、そんなことをやっぱり行政、社会福祉法人と各施設一体となって、私は本当に本格的に訓練をしていただきたいなと思っております。例えば50人からデイサービスも入れて80人、90人のお年寄りがいて、そこに津波が来たら多分、対応はもうできないし、車で運ぶ人数というのもしれとるし、東北の大震災というのは本当にいろんな事例を示してくれております。今後ともよろしく願いをいたします。

それと、先ほど災害時の拠点の話が出たんですけども、例えば海部病院が災害の拠点病院になつとる。これが、拠点病院が一番危ないん違うんかと私思うんですけども、今回の東北の大震災においても病院がどれだけ流されて機能不全に陥ったか、医療がそのまちで機能不全に陥ったかというのを各都市で話が出ております。もう少し病院がちゃんとしてたらなあと、病院が助かってたらなあというような話もいっぱいお聞きをいたしました。大体、公立病院というのは、その市、町の中心に近いところにありますからね。それが例えば、陸前高田にしても南三陸にしても跡形もないというような状況の中で、医療はどうしたのかなと。今、行ったら高台にプレハブで診療所がいっぱいできとるんですけども、そんな状況にするまでにこれまた1カ月かかりますからね。

私は大変財政が厳しい中で、これはお金がないということで済まらずに、やっぱり人命が一番ですから、海部郡の皆さんの命を守るという意味でも、私はこの海部病院の高台への移転というのを本格的に議論をしていかなければならないんじゃないかな。拠点に指定しただけでは、これ津波来たらどうするんではないかと。それで議論が終わってしまうんです。だからやっぱりこうして委員会を通じて、私は本格的にそうした議論をもうスタートさせないかんのじゃないかなと思います。もちろん耐震化も含めてね。一番は津波です。あの病院がもし水につかってなくなったらどうするのかなということを考えた場合、本当に犠牲者の数に拍車をかけるのは間違いないことでありますし、お金がないんですけどもこれに憶せず私は議論を始めていただきたいなと思うんですけども、片岡先生、いかがでしょうか。

片岡病院事業管理者

本質的には森本県議の言われるように、十分そういう状況を認識しておりますので、できる限りいろんな状況がありますけれども移転的なものを考慮に入れた形で早急に対応していきたいというふうに管理者としては希望しているところであります。

森本委員

本当に人の命を守るという病院の大切さというのは、政治、行政の中で私は一番大切なことだと思うので、お金がない、予算がないということで片づいたら非常に悲しいことでもあるし、私は堂々とこれからこの海部病院の移転、建てかえということを胸を張って議論して行ってほしいな、これを強くお願いして終わります。

西沢委員

海部病院のこと、言っていただきましたんで、私も。

まずはその前に今、ああいふ東北の大地震が起こりまして、一番問題になったのは私も広域そのものが余り議論されてなくて、それで残念ながら外国からの応援なんかも来れなかったというのがありますけども、それ以外にも原発そのものがやはり余りにもずさんだったという一番思いがあります。そのためにこれからどうなっていくかっていうのもまだまだわかりませんけども、徳島県としては、まず原発でなしに放射能の件に関しまして、どういうふうにその脅威というのを考えて、これからどういうふうな対応策というか基本方針を持ってやるかということを考えているのか、ちょっとそこらあたりから。

岸本委員長

小休します。(11 時 46 分)

岸本委員長

再開します。(11 時 47 分)

小森保健福祉部長

保健福祉部という範囲でのお答えをさせていただきたいと思いますが、県庁全体におきましては、福島第一原発の事故を受けまして、政策監等、あるいは危機管理部のほうで対応策について方針を検討しているところであります。

保健福祉部として具体的にどういうものをやっておるかということでございますけれども、まずは食品衛生ということで、今回、食品衛生検査所の一部条例改正のお願いをしているところでございますけれども、16 道県から搬入をされます肉牛につきましては、全戸検査ということで、食肉衛生検査所のほうで検査をいたしておるところでございますし、また、県内の阿波牛のブランドを守るということからも食肉衛生検査所で全戸検査を実施しているところであります。また、食品関係につきましては、農林水産部のほうでハモであるとか、なると金時とか、そういったものもしているところであります。

それから伊方原発の問題につきましては、政策監が四国電力のほうに赴き、情報開示、あるいは連絡等の要請をし、四国電力のほうからも今後できる限りの事前連絡をしていきますという対応をいただいております。

それから今度、最近のマスコミ報道、一部大学の研究の発表であつたと思いますけれども、セシウムが全国的に飛散をし、それが地上におりているのではないかというふうなこともあります。それにつきましても、一部大学の研究機関のほうではありますけれども、その問題を踏まえまして、環境あるいは危機管理部のほう

で今後どうするかということを検討しているのではないかと、これはあくまで推測でありますけれどもそういうことを考えております。

それからもう一点、いざ伊方原発での、あつてはならないことではありますけれども事故があった場合、その放射能による汚染に伴います人体への影響、それに対応する医療機関。これにつきましては、愛媛県のほうに専門的な治療、対応ができる医療機関がありますので、その状況も踏まえながら県民の生命、安全、身体のものについても検討していきたいということで、雑駁でございますけれども保健福祉部が所管をしておる放射能関連については、現時点ではこういう状況でございます。

西沢委員

これは保健福祉部だけの問題じゃなくて、もっと大きな問題からとらえて基本的な考え方を練っていかないとかと思えますけど。今、発生しているものというよりも、発生するとか、発生しかけたときとか、その発生しかけたらどうするか、したらどうするか、いろいろ基本的に考えて、じゃあどういうふうに避難させたり、またそれを検査したり、いろいろ全体的に考えないかと思えます。

まずは、今回の福島原発の問題に関しては、これは国の方針にのっとってやってるということなんです。独自でということではないんですよ。多分そうだと思います。その中でいろいろ検査をしている。一番最初は牛をやったのが中心やったのかな。本当はもっといろんな方が言われた、食品いろんなものが関係しとるんじゃないかという話がありましたけども、何か牛が中心であとは余り検査してなかったような気がしますけれども。だからもっと本当言えば、積極的に最初から検査する必要があったんじゃないかなという感じはするんです。だから、それは風評被害とかそんな以前にやるべきことはやって、逆に言ったらそれで風評被害もなくすというんでなかったら、わけがわからなかったら余計風評被害っていうのは広がっていくということも逆にありますからね。やはりやるべきことをやるということが初動で大切やったんじゃないかなという感じがします。それはもう終わりましたけれども、そういうことでこれからは、そういうことを、ほかがこんなことをやってるからこの程度というんじゃないくて、本当に徳島県民を守るためにどうするかという形の中から、それが基本だと思うんです、すべてのね。やってほしいなというふうに思います。

例えば、今度、伊方が発生する。当然、これ今回の騒動見ましても愛媛県だけの問題じゃない。徳島もかなり影響してくるだろうと思います。その体制っていうんをつくっていかないとすし、そのときのための例えば準備、どんなことを準備しようと思ってますか。

小森保健福祉部長

西沢委員のほうから今後の対応についてということで、これ非常に大きな話になってきてまいりまして、委員みずからもおっしゃっておられましたように、これはやはり県庁全体で対応策というのを今後していくのかなというふうに思っております。

非常に申しわけございませんけれども保健福祉部として、先ほど申し上げた範囲内ということになろうかと思います。特にやはり伊方原発で、あつてはならないことですけれども事故が起きた場合、放射能の飛散というふうなことがあります。それにつきまして、まずは県内の医療機関では一番に検査ということになろうかと思います。飛散量につきましては環境部局がすると思います。それからそれに対しての不安、どういった状

況が起こるのかという県民の不安があろうかと思います。それにつきましては、保健福祉部としては保健所を中心とした、そういった相談体制をしていくのか。具体的にそれじゃあ食品の汚染、それにつきましては農林水産部、それから環境部局、それから当部のほうで検査体制をしていくのかなというふうに思います。

それから今度、人体への影響、不安に対応する医療機関。これにつきましては、現在、先ほども申し上げましたけれども愛媛県であるとか、広島県であるとか、岡山県であるとか、そういったところに放射能対応の専門医療機関があります。そういったところと今後連携をしながら、どうあるべきかということを研究していく必要があるのかなというふうに考えております。

西沢委員

大き過ぎて、ここだけの話じゃないのはわかってますけども。例えば、保健福祉部の一部の保健所とか学校のほうでもそういう放射能汚染、放射能災害、そういうことに対して対応できるような人材の育成っていうのも必要ですね。例えば学校だったらそういう放射能にたけた人もおられるでしょうけれども、そういうような人にちゃんと対応できるようなこともちょっと勉強をちゃんとしていただいて、その県内でのネット、ちゃんと学校の関係でやってもらって、即応体制でみんなが協力できると。そのときは多分多くのところが来て応援してくれるでしょうけれども、まずは自分らで即応体制でやれる体制っていうのは、学校もそう、保健所もそう、そういうのはまず人材の勉強っていうか、そういうことも必要なんじゃないかなと思います。それはもう早急にやっていかな、いつ起こるかわからんということの中で、やっぱり対応していったほしいなと。これも準備の1つじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

岸本委員長

保健福祉部と病院局の中で、そういう人材を育成する必要があるんじゃないかという質問でよろしいですか。

石本医療健康総局次長

当部におきましては、今回の東日本大震災、福島原発事故を受けまして、保健所の職員とか危機管理部の職員とかも対象に、県内で一番の有識者であるという徳島大学の放射線科の教授にお願いしまして、研修等も複数回行ってきたところでございます。また、医療体制につきましても大学病院のほうと連携をとりまして、そういう被曝の大量な方が発生した場合にどうするかということも協議してまいったところではございますが、今後、保健所のほうでも環境のほうの測定、人が被曝した場合の検査機器も置きまして、その測定の仕方とかも研修したりとか、それから委員おっしゃいましたようないろんな人材育成等も今後も引き続き研修等の体制をしていきまして、人体に影響のある部分につきましては、保健福祉部としても取り組んでまいりたいと思います。

また、環境の大気の濃度によりましては、どういう対応をとるかというのも、危機管理部のほうで対応方針を決めているところでございますので、それにつきましても具体的なものを今後、検討してまいりたいと思います。

西沢委員

あと、前からいろいろ言ってます危険物がいっぱいありますけども、一番の危険物は私が前から言ってる毒ガスです。覚えてますか。毒ガスは対応をどうするか。どんどんやっていってもらってますか。毒ガスが地震とか津波とかそんなことであらわれたときにはどうしますかっていう話は、ずっと前から私何回もしてきましたけれども、どう対応をとるか覚えてますか。

鎌村地域医療再生室長

ただいまお尋ねのありました中毒、特に毒ガスというふうな特定のものとございますけれども、中毒一般的でございますと、現在、徳島大学のほうがそういった特殊な3次救急、重篤な救急の対応をさせていただいているところでございまして、これまでも全身熱傷でありますとか、重篤な中毒に対しましての対応をさせていただいております。また、ほかの救命救急センターであります徳島赤十字病院、そして県立中央病院におきましてもこれまで、何年か前にございました硫化水素等の事案につきましても受け入れをしております。これにつきましては、やはりそういったものの持ち込みに当たりましては、病院に入る前に除染と行う、そういうふうな装置、そういったトレーニング等を積んだ人員もおりますので、そういった対応を現在しております。

西沢委員

話が全然違います。室戸の沖に3,000トンぐらい沈んでいる毒ガスの話です。毒ガス。

岸本委員長

小休します。(12時00分)

岸本委員長

再開します。(12時00分)

西沢委員

ずっと前から私が言ってきたんは、そういう津波とかそんなんで影響がある可能性がある、そのときにいろんな健康被害とか、下手しとったら生命にも影響してくる。そのときに即応体制でそういうようなものをどう対処するかというんは病院も関係あるんです。そうでしょ。病院にも運び込まれますから。多分、何にもほとんどできない状態のときにどうするかと。本当は上がってくることがあるという中で、いろいろ周知のことも必要ですけれども、上がってきて、その影響を知ったときにどうするんかっていう、保健所も関係あるんです。そのときに海岸沿いでどうするんかという話もあります。だから環境の問題というだけの問題じゃないです。人間の体に影響するんですから。でしょ。

だから、それらをどうしていくんですかということを今まで何回も私、代表、一般質問の中でもお願いしてきた。室戸沖だから徳島県関係ないよという世界じゃないですよ。それをちゃんといつでもできるようにちゃんとしといてくださいよということを言ってきた。きょう改めて聞いたら、わかりませんということじゃないんですか。

要するにつながってなかったということじゃないんですか。そういう話がね。それを聞きたいんです。そういうことを、まさかのときはそんなが起こる可能性がある。そのときにはこうするんですよということをちゃんと話を続けて、そしてすぐ即応体制がとれるような状態にいつもしておいてくださいと、これはずっとかつてからの願いです。

この毒ガス問題は、広島大学、病院なんかが中心となって、そんなことやってきたんで、そういうところですぐ連携をとって、それでどうすればいいのかということ、応援に来てもらうとか、そういう体制をとっておいくださいよということをやっていると。ここだけでは無理だと、そう思うんです。

小森保健福祉部長

先ほど鎌村室長のほうから申し上げました、いざそういう事案が生じた場合、徳島県の医療体制はどうなっているのかという観点から説明させていただいたところであります。現在、徳島大学のほうでも毒ガスによりまず中毒、それについての医療体制は整っておりますし、赤十字病院、それから県立中央病院についてもそういったものの訓練をいたしております。それから国民保護法に基づきますサリン等、そういった問題が生じた場合どうするか、県としても年に1回でございますけれども、国、自衛隊、それから国のものもろの危機管理関係と協議をしながら図上訓練を行っているところであります。

今年度におきましても国の協力を得て、そういったものを実施しますので、その場合におきましては、南部県民局はもとより保健所、それから福祉関係、そういったところとも十分連携をしながら機動的に対応する図上訓練を今後も引き続いてやっていくという予定になっております。

岸本委員長

小休します。(12 時 03 分)

岸本委員長

再開します。(12 時 04 分)

西沢委員

わかりました。一応、そういう体制はとれてるということでもいいわけですね。それを聞きたかったわけです、最初に。話がほかのちょっと違う方向の中であったのが、そういう毒ガス系に対しては、方向的にはちゃんとやれるような体制になって訓練をしないと、それだったらそれでいいわけです。わかりました。

最後に海部病院の件です。海部病院だけでないです。海部郡の中核病院は、多分ほとんど津波でつかっちゃって、機能しなくなるというのが普通考えたら常識です。残念ながら海南病院も高さ的には厳しいところにあるんじゃないかなという気がしますから、当然、由岐の病院、日和佐病院なんかもばさっと来ますんでね。牟岐が一番ばさっと来ますんで、先ほど森本委員からお話ありましたように大変厳しいところにあると。

それをどうするかというのは今後の大きな課題だというのはもう認識して、移転なんかも含めてどうするかということをもう既に水面下でやってるんじゃないかなという気がしますけども、今までの海部病院なんかの考え方を見ますと、やっぱり非常電源なんかはつかるところにあるのを1階上に上げたという程度だったんで、

そういうことじゃなくて本格的に、本当に今せないかんことを今後、ちゃんとやってほしいという思いはあります。

今度の地域医療再生計画の中でも、お金は多分入れていただいているという中で、これだけでは無理なんです、それ以上はどうするかというもありますけれども、こういう中でちゃんと方針を今のところでは非常に無理があるというのはわかってますんで、今のところだけで、この前も言いましたけども手直しするという状況では私はないと思います。やはり病院なんかは災害に対して後で一番機能せないかん。警察なんかよりも機能せないかん場所だと思いますので、一番だと思いますんで、また、海部郡全体で病院がなくなって、どうにも機能せんというそんなことがあっては困りますんで、病院の中でも一番機能せないかん海部病院、災害拠点病院。最大の災害拠点病院ということで、時間的に平成 25 年度までという非常に期間の短い、本当言えば、こういう問題に対して1つの、例えば病院だけを移転すればいいという問題ではなくて、いろんなものが絡んでくるというのも事実ですから、平成 25 年度までいけるのかというのじゃなくて、もっと国のほうにもお願いして、この 25 年、物によっては延長してもらうということも含めて、国のほうにお願いしていてもいいんじゃないかなという気がします。

すべてが来年度から 25 年度までにやれるかといったら、状況によたらわかりませんので。慌ててつくるよりも本当にいいようにつくらないかんというのが、国のほうでも今やってますけども、やっぱり一番お金が効率的で、効果が上がるやり方っていうんをやるためには、時間制限だけではないと私は思うんです。そこらあたりは国のほうにも状況を説明して、物によってはそういうことをやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

小谷医療健康総局長

ただいま西沢委員のほうから、発災後における医療機関、特に県南におけます津波対策ということで、今般の東日本、この津波の被災状況を受けますと、より高台へ、より安心なところへの医療機関の配置ということでお尋ねをいただいております。

おっしゃるとおり我々のほうも地元の様子とか聞いておりますと、地元のほうでも今回の東日本を受けまして、やはり医療機関として、いざとなったときに高台にあるというのが一番安心だというふうな声で、特にこのところ要望も、盛り上がりもあるというようなところでございます。美波町、また県立の海部病院いずれも現在の立地条件は御承知のとおりであります。そのロケーションからいたしまして、今回の東日本で被災を受けた病院と酷似しておりますので、いざとなった場合、大変な危険性があるというようなところであります。

そうした認識のもと、今回、我々も地域医療再生計画のこの機会にということで、これまで一定の額を確保して、これから具体化を図っていくべきであろうという認識のもとで計画に盛り込んだところであります。おっしゃるとおり 25 年度まで期間はあるようで確かにございません。まずは地元のほうでよりよい医療機関、これからのあり方ということを検討していただく、これが大前提でございまして、我々としてのこれから国へ提言していく状況、1つの条件としまして、運用をもっと効率よくできないか、うまくできないかという観点でぎりぎり見ながら、時期の問題といったこと、もっと運用しやすいような形で要望があれば、そこは地元的情勢を聞いて、我々としては国へしっかり申すべきものは伝えていきたい、このように考えております。

いずれにいたしましても安全・安心ということで、医療機関が特に津波対策で、今回の地域医療再生計画

の中でしっかり対応できるように関係機関、病院局も含めて、地元の美波町も含めて、確かに協議しながら取り組んでまいりたいと、このように考えております。よろしくお願いします。

西沢委員

わかりました。本当に早くつくるだけが能じゃない。その期間限定だけが能じゃないということの中で、本当に地域を守るためには、そういうことも含めて、期間のことも含めて国のほうにしっかりとお願いしてほしいなというふうに思います。そして、もう一つは、海部病院なり、由岐、日和佐の病院のことも含めて改革が始まるということです、この際、できたら海部郡全域の中で病院が一つになって地域を守るんだという体制がとれたらよりベストだなというふうに思いますので、これも含めて、これは要望しておきます。お願いします。終わります。

庄野委員

障害者交流プラザの指定管理の件でお伺いしたいと思います。

このいただいたペーパーの9ページなんですけど、私も選定委員会でこういうふう選ばれているんで、これはもういろいろ言うつもりはないんですけども、私の心配というのは、この点数を見てみましたら、象企画さんが71.3で、A団体、これはハッピーですけども65.3ということで、象企画さんが新たに指定管理に入ったわけでありまして、この点数の中身が効率的な管理運営ということで経済性の追求、この分野が管理運営経費の収支、それから経費の縮減、この分野が21.6ということで、新しく参画した象企画さんがかなりハッピーさんに対して差を10点以上、上げてると。このことが決め手になって、象企画さんに決まったというふうなことなんですけれども、私の心配は、指定管理になったときに安かろう悪かろうではいけないと。やっぱり施設を管理するに当たって利用者の安全対策、これが一番大事であって、それに満足に安全に安心して使っていただける施設をやっぱ公の機関でありますからつくる必要がある。ただ、経費がこれだけ縮減して選ばれてくると、そこで働く方々の人員の配置でありますとか、また労働者に対して支払われる経費がだんだんだんだん圧縮されて、本当に言ったらそのいわば目配り、気配り、そして使用者の安全、ここプールもありますからね。やっぱそこらをきちんと考えて、考えた上で選ばれとるんだと思うんですけども、そこらを重々管理をお願いしている県のほうは、今後もきちんとその分野については安心・安全、そして人員の配置は大丈夫か、サービスはどうなのかということをきちんと点検をしていく必要が私はあると思っております。

御存じのように、埼玉県のみどり野市のプールで、市営のプールなんですけれども、その管理をお願いしている会社が下請、孫請に丸投げして、そしてそこでプールの管理をしている方はだれかっていうたら学生のアルバイト。しまいには排水溝のプールに吸い込まれて女児が死んだというふうなこともありましたので、公の施設でそういうことが絶対あってはならない。ですから、この指定管理の問題点というのは、お金だけではないと言いながら、この中の説明事項を見るとやはり経済性の関係でここが選ばれたということは、重々私の言う安全性についての気配り、人員の配置をきちんとやっていただきたいということをちょっとお答えいただきたいというふうに思います。

田中障害福祉課長

庄野委員から指定管理の件で御質問をいただいております。

今回、障害者交流プラザ、スポーツセンターにつきまして、これまでの企業と異なった企業が指定管理者になるというふうなこととなっております。この審査につきましては、民間有識者の方も含め適正に執行したところでございますが、基本的に今回新しく指定管理者となる予定でございます象企画さんにつきましては、昭和58年に会社を設立いたしまして、それ以降、フィットネスクラブまちけんというふうな名称で県内にも2店、そして県外にも2店、さらにはまちけんカルチャーということで県内に1店舗、さらには子供に対する水泳教室等、多角的な経営を行っているといったところでございます。もちろん子供に対するスイミング教室等で安全管理についても提出資料の中で確認した範囲において、十分な対策がとられるというふうに考えておるところでございます。

今回、象企画とこれまで指定管理を行ってございました企業との差についてでございますけれども、大きく差がついた部分は、実は自主事業をどれだけ多彩に行うかという点でございました。自主事業に伴う歳入が大きく膨らむことによりまして、トータルとして県の指定管理料が減額されるという話でございます。例えば、事業者からの提案の中では、季節ごとの無料の健康づくりイベントでありますとか、あるいは障害者用中高年齢者向けの機能訓練教室、子供ダンス教室、水なれリラックス等、非常に多彩な自主事業の提案があったところで、具体的中身が検証されたところでございます。そういった内容につきまして、評価が高まったというふうなことでございます。

庄野委員から御指摘いただきました安全面というのは、障害者交流プラザ全体におきまして絶対に確保しなければいけない部分でございます。新しく指定管理者が変わったといたしましても、その点につきましては、指定管理者と十分打ち合わせをしながら万全を期してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

庄野委員

私はハッピーさんとも別に特につながりもありませんので。

結局、指定管理の問題っていうのは、やっぱり安かろう悪かろうではダメなんです。やっぱり企業が努力をする、今、お聞きをしてわかりましたけれども、いろんな自主事業をやるということで、その分、指定管理料が下がったというふうなことで了解をいたしますけれども、やっぱり常々、安全・安心といいますが、利用者に満足いただけるような施設管理を行ってやってるかどうか、また、そこで働いている労働者の賃金が、委託料が安くなったから、おまえら辛抱せえよというふうなことで極端に安くなって労働者を圧迫しないか、ここに指定管理の大きな問題があるんです。だから、そこらを発注側は適正な賃金が支払われているかということもあわせて、今後、継続して調査をいただきたいというふうなことをお願いしたいと思います。

それともう一点、これは緊急といいますか、けさちょっと動物愛護団体の方から電話がかかってきて、きょうのお昼の2時からちょうど、昼休みに直接言おうと思つたんですけども、捨て猫の関係で、竹内課長にちょっと緊急を要するっていうことで、立ったついでに言わせていただきたいと思います。

実は徳島市の西部公園に最近猫が随分捨てられて、えさをあげている方もおいでますから、非常に繁殖しているということで、子供が産まれて、それが亡くなって、また繁殖してふえているということです。地域猫の

事業というのをやられていますけども、持って帰っても処分できませんから、愛護法にかかりますんで、今ボランティアの方がそういう猫を捕まえて、避妊手術を独自のお金でやって、それでブイカットして放している。その猫は避妊手術をしてますということで、雄も雌もそうです。捕まえて避妊手術を自分のお金でしよるんですよ。そういうことをやられてる方々が、蔵本公園でそういうことでやっとなるんですけども、西部公園で随分最近ふえてきたことについて、そのお話し合いをきょう徳島市の公園緑地課とやられるらしいんです。そういう猫を捕まえてしようと思ったら、公園緑地課のほうに許可がなければ勝手に捕まえていったらいかんというようなことを言われとらしいです。ですから、愛護センターの篠原所長さんも、そういう愛護団体の方々ともお話はされてくれとるんですけれども、一度、徳島市の公園緑地課と愛護センターの方々と一緒にどうしたらいいか、西部公園に今も随分投棄があるらしいです、捨て猫が。それで、いろんなところに捨てられて本当に愛護団体の方々、悲しんでる方が非常に多くて、例えば公園、それから文化の森でもそうです。捨てられて弱ってるんですと、それをそのままほっとけないから私たち自分のお金で避妊手術をして、放してるんですと。でも、また不心得な人が後を絶たず捨てるんですと。

だから、捨てるのは犯罪ですから、そこらの周知徹底も含めて、たちまち西部公園の猫のことを十分県庁、そして動物愛護センター、そして市の公園緑地課とも相談をして、愛護団体の方とも相談をして対処いただきたいということを申し上げたいと思います。

竹内生活衛生課長

今、庄野県議のほうから猫対策についてのお話をいただいております。

動物愛護管理センターといたしましても、この猫については非常に対応が難しいという部分では認識しております。犬につきましては、狂犬病予防法とか、つないで飼いなさいとかそういうふうないろんな部分もありますし、飼育者というのが判明する部分がございますので、避妊・去勢っていう部分を随時推し進めているところでございますが、猫については、そういうふうな飼育者の方が判明しない部分がございます、非常に地域での猫への問題が多くなっております。

県のほうといたしましては、一昨年から地域猫の活動を行っておりまして、現在、10カ所をモデル地域といたしまして、100頭前後について避妊・去勢手術をしておるところでございます。しかしながら、地域猫事業につきましても地域の方々の理解とかそういうような部分がございますので、なかなか難しいものがございますが、県議言われましたように、この問題につきましては、公園緑地課とか動物愛護管理センターとともにどういうふうにしていけば解決できるかと、そういう部分について模索してまいりたいと考えております。以上でございます。

庄野委員

これで終わりますが、愛護団体の方々は一生涯懸命助けてあげようと思って、御飯を定時的にあげたり、それに手術をして見守っとるんですけど、やっぱり住民の方々はそういうこと何でするんやと思う人もおります。そういう中で非常に苦しい立場に置かれている状況もございますが、やっぱり動物愛護法の精神がありますんで、そこらは行政の方とかがうまく地域猫事業がやっていけるように御尽力をお願いいたしまして終わりたいと思います。

岸本委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって、質疑を終わります。

以上で、保健福祉部・病院局関係の調査を終わります。

これをもって、文教厚生委員会を閉会いたします。(12 時 23 分)